

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	予防接種事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	2	14	1	81,352
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	31 心と体の健康づくり											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	不要	関連計画 条例等		予防接種法				
		事業期間	年度～	年度								

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	市内に住民登録のある接種対象年齢の乳幼児及び就学児童	接種対象者延べ人数(0歳～5歳)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			5500	5500			
	二種(ジフテリア・破傷風)混合対象者(小学6年生)	接種対象者延べ人数(0歳～5歳)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			1100	1100			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	市民(国民)全体の免疫水準を維持するための、予防接種の接種機会の安定的確保と、接種対象者に対する接種の勧奨	接種対象者全員に対する接種率(%)	18目標	100	最終目標		
			18実績	未集計	19目標	100	↑
			23目標	100	23実績		最終目標達成年度
			18目標		最終目標		
18実績				19目標		↑	
23目標				23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	<p>予防接種法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(旧結核予防法)による予防接種の実施 対象:乳幼児、就学児童</p> <p>予防接種:麻疹、風疹、ポリオ、日本脳炎、三種混合、BCG、二種混合</p>	<p>18年度の実績</p> <p>集団接種:ポリオ(4月、10月) 個別接種:BCG(通年) 個別接種:MR混合(麻疹・風疹)(通年) 三種混合(通年) 法定外の麻疹・風疹単独接種(通年) 学校予防接種;二種混合(9月) *対象者に個別通知を郵送、あるいは学校を通じて配布 18年度予防接種法改定対応</p>	<p>接種率(%)</p> <p>定期勧奨対象者数</p>	<p>%</p> <p>12,000人</p>
		<p>19年度計画</p> <p>集団接種:ポリオ(4月、10月) 個別接種:BCG(通年) 個別接種:MR混合(麻疹・風疹)(5月、8月、9月11月、3月) 日脳(希望者のみ) 三種混合(12月～2月) 法定外の麻疹・風疹単独接種(通年) 学校予防接種;二種混合(9月) *対象者に個別通知を郵送、あるいは学校を通じて配布 19年度予防接種法改定対応</p>	<p>接種率(%)</p> <p>定期勧奨・法改定に伴う臨時接種勧奨(対象者数)</p>	<p>%</p> <p>人</p>

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	62,288	81,352
	事業費計(A)	62,288	81,352
人件費	正規職員所要時間	18年度 400	19年度 1,000
	臨時職員等所要時間	2,000	2,000
	人件費計(B)	3,580	5,726
	トータルコストA+B	65,868	87,078

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	市民が心身ともに健康を保つ	心身ともに健康であると感じている市民の割合	現状値	62.8	19実績	0.96
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	63
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
昭和23年 予防接種法施行 昭和26年 結核予防法施行 平成18年 結核予防法廃止	平成6年10月1日の一部法改正により、集団接種から「かかりつけ医」による個別接種が原則となる。さらに「国民の義務」とされていた接種が「努力義務」とされた。平成16年9月21日の結核予防法の一部改正により、平成17年4月1日からのツベルクリン反応検査なしにBCGを接種することとなる。また、接種対象が1歳までとなる。更に18年度から単独ワクチンでの麻しん・風しん接種は法定接種対象外となり、MR混合(麻しん・風しん)ワクチンの2回接種とされる。平成19年度においては前年と制度は同じ予定である。平成19年度から結核予防法は廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律となり、結核は予防接種法に包括された。	昨今頻繁に改定される法令等により、公費による接種の機会が大幅に短縮される傾向にあり、接種対象児の保護者からは、わかりやすい内容でより多くの情報を出来るだけ早い段階で提供を受け、適切な時期に確実に接種を受けられる対応が求められている。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由) 接種対象者全員に対する個別の勧奨と、医師会との協力による接種機会の安定的確保により、高い接種率を維持出来る。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由) 現在手書きで処理されている予防接種台帳の情報をデータベース化し、住民記録データと関連づけることにより、未接種者の把握と接種対象期間中の適切な指導を行うことが可能となる。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業のため。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業のため。
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事業のため。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、市町村実施事業として定められている。		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由) 昨今実施の根拠であるところの予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が頻繁に変更・改定されるため、現状での対応が不可能となってきた。経費は増加する傾向にある。
			効率性 評価		
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由) 予防接種法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく対象者全員。

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	法律による接種の継続 麻疹・風疹がMRという混合ワクチンとなり実施
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	